

実践報告

仙台地方検察庁における 入口支援の現状と課題

—刑事政策推進室における

再犯防止と更生支援及び被害者・遺族支援について—

千 田 早 苗

- 1 はじめに
- 2 検察改革と刑事政策推進室の設置
- 3 再犯防止と更生支援
- 4 被害者・遺族支援
- 5 今後の課題と展望
- 6 被災地における検察の役割
—開かれた窓としての刑事政策推進室の在り方—

1 はじめに

本職は、平成26年8月9日、早稲田大学で開催された第8回「司法から福祉へつなぐダイヴァージョン研究会」において、仙台地方検察庁刑事政策推進室の再犯防止と被害者支援の取組について発表する機会をいただいた。

本稿では、発表内容に加え、本日までの推進室の新たな取組状況と、被災地における検察の役割などについても、併せ紹介させていただきたい。

第一線で稼働する捜査官達が、地元東北の被災地の復興を願い、より良い社会作りを夢見て、検察改革の名のもとに、司法と福祉を繋ぎ、地域社会で

の連携と支援体制を構築してきた道程をご一読いただければと思う。

そして、研究者の皆様におかれては、当庁及び検察の再犯防止や被害者への支援体制について御助言や御協力をいただければと切に願っているところである。

また、本稿では、支援の具体的内容について、いくつかの事例を挙げているが、対象者のプライバシーに配慮し、事件内容や人定情報を適宜加工しているので申し添える。

2 検察改革と刑事政策推進室の設置

検察は、検察の在り方検討会議の提言「検察の再生に向けて」（平成23年3月31日）及び法務大臣指示「検察の再生に向けての取組」（同年4月8日）を受け、検察の使命と役割を明確にし、検察職員が職務を遂行するに当たって指針とすべき基本的な心構えを定めた基本規程として「検察の理念」¹を策定し、様々な改革が行われてきた。

平成24年7月20日、犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」が策定され、矯正施設からの出所時になされる出口支援のみならず、被疑者・被告人段階での再犯防止と更生の支援を行うことについて重要性が指摘されたところである²。

当庁においては、この流れを受け、同25年6月に、「罪を犯した高齢者・障害者支援委員会」及び「犯罪被害者支援推進委員会」をそれぞれ立ち上げ、支援体制の構築を始めた。

同年9月1日、「罪を犯した高齢者・障害者支援委員会」は、「刑事政策推進室」と名称を変え、業務内容についても、あえて支援対象を限定しないこととし、何らかの福祉支援があれば再犯に至る可能性が低くなる全ての被疑者・被告人について、司法から福祉へつなぐ支援を検討・調整する部署として刑事部内に設置された。

同年10月1日には、推進室に社会福祉士の資格を有する社会福祉アドバイザーを非常勤職員として採用し、その専門的知見を活用するなどの取組を

始めた。

平成26年4月には、推進室の業務に、「犯罪被害者支援推進委員会」を吸収し、刑事手続きの中で、特に支援者が必要だと思われる被害者・遺族を対象としてさまざまな支援体制を構築した。

これにより、推進室は、被害者・遺族への多角的な支援再被害の防止及び加害者側への再犯防止と更生の支援を両軸で実施する部署として新たな取組を始めた。

さらに、同27年4月現在、推進室の構成員に、犯罪被害者の相談支援を専門に行っている被害者支援員を加えることで、さらに手厚い支援のために機動的な体制を構築した。

3 再犯防止と更生支援

推進室は、再犯防止と更生支援については、現在、5つの取組を行っている。

・ 更生緊急保護事前調整の試行（平成27年4月1日からは更生緊急保護の重点実施等の試行と名称や内容が変更）

標記更生緊急保護事前調整の試行については、同25年10月1日から、法務省保護局等の試行事業として、当庁を含めた全国7か所の検察及び保護観察所において開始された。

平成26年度は、全国20か所に規模を拡大し、各地の社会資源や気候風土に合わせ、取組が進んだ経緯がある。

更生緊急保護は、起訴猶予等の刑事処分となった者を対象とし、検察官が必要と認めるときは保護カードを交付し、社会復帰後、本人が保護観察所に支援依頼をした上で、住居・就労・医療等の支援を受けるという制度であるが、この試行事業においては、勾留中の被疑者に対し、保護観察所が社会復帰調整官や保護観察官で構成した社会復帰支援ユニットによる面談を実施し、社会復帰後の支援体制を事前に調整するという内容となっていた。

仙台地検においては、対象者の支援価値やその効果を検討する必要がある

こと、観察所だけでは対応困難な対象者もいることなどから、推進室の主任捜査官がこのユニット面談に同席することとしている。(なお、法的には、刑事処分を決するに重要な量刑事情にかかる検察事務官による捜査の一環と位置付けられることになろう。)

なお、仙台地検においては、これらユニット面談は、刑事処分の内容を問わず、社会復帰時の支援の必要性がある者を対象としていた。

その結果、ユニット面談を実施した者の中には、公判請求や略式命令請求された者もあり、それぞれ社会復帰時に更生緊急保護による支援を受けて生活の立て直しを図った者もいた。

また、中には、ユニット面談の内容を保護観察付の執行猶予求刑の参考とした事例もあり、事業の実効可能性については、その結果を幅広く検証できたと考える。

平成27年度からは、全庁において、更生緊急保護の重点実施等の試行事業が開始されており、各庁の実情やニーズに応じて、適宜、方法に修正を加え、弁護士会等の関係機関との協力を得つつ実施することとされている。

前記重点実施の対象者は、保護観察所が、施設入所をさせた上、重点的に生活指導等を行い、社会復帰支援により善良な社会の一員として自立した生活を営ませるために達成すべき具体的な目標の設定が可能であり、釈放後、概ね3か月以内に目標達成等が期待できることなど、対象者自身の更生への努力や社会復帰支援を受けるための姿勢があることを要しており、また、支援側が、これに応え、社会復帰への支援をする内容となっている。

事例1 「ホームレス男性A(50)」

空腹を満たすため、スーパーで食品数点を万引したことで検挙されたもの。土木作業員や建築関係の職歴が多数あったことから、経験業種で住み込み就労が可能であるかユニット面談を実施。Aは地元が津波被災したことで、精神的にショックを受け、気力をなくして路上生活を送っていた。ユニットが被災地での土木建設業への就労についての動機付けを、復興支援名目とした。これにより、本人の就労意欲に繋がり、釈放後、更生保護施設において健康診断を受けるなどして生活の調整後、被災地における嵩上げ工事や復興住宅建設を請け負う協力雇用主の元に住み込み就労が適った。

事例2 「精神障害を持つ男性B（35）」

街中で突如、見ず知らずの通行人に暴力を振った事案。Bは犯時、錯乱状態で、自分の頭を壁に打ち付けるなどの異常行動もみられた。その後、Bは統合失調症による加療中であること、10代のころからシンナーや覚せい剤を常習的に使用していたことなどが判明。幻覚妄想があり、自傷他害のおそれも高いことから、検察官は自治体に精神障害者通報を実施。しかし、措置入院とならなかつたため、推進室に相談が寄せられた。推進室は、自治体の精神障害担当席によるユニット面談を実施。Bが犯時、危険ドラッグを常習的に使用しており、本人から「シャブならコントロールできたが、危険ドラッグは怖い。それなのにやめられない。」などの弁があつたことから、積極治療への動機付けを行い、入院への同意を取り付けた。釈放後、更生緊急保護による保護観察官の受診同行支援を受け、自治体による医療機関の事前調整により、即日、任意入院となつたもの。

ユニット面談は、社会福祉士など専門資格を保有する保護観察官等のカウンセリングにより、被疑者に的確な動機付けを行い、保護観察所が実効的な支援策について事前に調整できる点に大きなメリットがあり、面談において被疑者の本音が引き出せれば、的確な就労や自立支援に繋がるため、結果的にフォローアップがあまり必要なくなるなど利点が多いと感じている。

本年度の改訂は全国を対象としたとき、例えば、厳寒地域や北部には路上生活者が少ないのに比べ、路上で生活することに困らない南部の温暖な地域や都会には路上生活者が集中している現状にあり、各地の実情や社会資源には地域差があるため、一律的な試行事業マニュアルを策定したとしても一概に導入できないことが考えられた。

試行事業庁として、当庁は、これまで、路上生活者に限らず、精神・知的・身体障害を有する者、認知症発症疑いのある高齢者等を対象として集中的に試行事業に取り組んだ時期もあることや、ユニット面談の内容については、捜査段階のみならず、公判段階においても有効に活用してきた経緯もあり、本実績が実体的な取組として各庁の参考になればとの思いである。

・ ケア会議による社会内での更生の支援

推進室では、前記更生緊急保護事前調整において、ユニット面談を実施する中で、事例2のように障害を持つ者や認知症発症疑いの高齢者について、自治体へ早期に繋ぐべき対象者が少なくないことが分かった。

そこで、ユニット面談や推進室の面談の機会には、可能な限り、支援相当と思われる自治体・障害者相談支援事業所・包括支援センター・医療関係者・被疑者の家族などの支援者に集結してもらい、時に被疑者を含めて面談を実施することで、社会復帰時の支援の体制を作ることを行っている。

事例3 「軽微な万引を繰り返す高齢女性C（75）」

万引による前科前歴が多数ある高齢女性。遺族年金を受給して自宅に独居し、毎日、スーパーで知人と話をするのを楽しみにしていた。Cは、商品をレジに通す際、バッグにいくつかの食料品等を隠して万引きすることを繰り返していたもの。これまでの犯行について近隣に住む長男、長女は一切事情を知らなかった。Cは、捜査中、子供には言わないで欲しいなどと述べていたが、介護サービス受給による支援についても検討すべき事案であり、支援のキーパーソン設定の目的も兼ねて、推進室は、長男、長女と面談を実施し、Cの生活支援について協力を求めた。その後、推進室は、Cの住居地を管轄する自治体の高齢者担当と包括支援センターの担当者を招聘し、ケア会議を開催。その後、Cの生活の見守りについて、キーパーソンとなった長女らが包括支援センターと共に自宅訪問等を継続し、Cを孤立させないように配慮している。

・ 障害等の特性に配慮した取調の実施

宮城県警は、平成26年、生活安全企画部に人身安全対処事案³についての一元的な窓口を設置するなどして、早急に手当が必要な高齢者や障害者等の被疑者・被害者に対応されている。

推進室においても、検察官等から相談があった際には、迅速に、対象者へ面談するなどして、特に、障害・高齢の被疑者について、権利の告知を正確に行うことや、意思の疎通の度合いについて、検察官等に助言するなどの対応が可能である。

これを、当初は、いわゆるトラブルシューター機能と呼称していたが、現

在では、チャレンジドケア機能と呼称している。

このチャレンジドケア機能において、推進室は、支援者に対し、仙台弁護士会に障害者・高齢者の支援に精通した弁護士が所属していることなどの情報提供を行うほか、検察官に対して、被疑者を処分保留で釈放し、後述する当庁策定の再犯防止実践プログラムでの再犯防止支援を行うことなどを進言することがある。

事例4 「中度知的障害を持つ男性D（25）」

療育手帳Bの中度知的障害者。検察官の面前における弁解録取の機会において、Dとの意思の疎通に工夫が必要であるとして推進室に至急支援要請があったもの。推進室の主任捜査官と社会福祉アドバイザーが弁解録取の機会に立会。Dには吃音と自閉症を有すると思われたことから、推進室は、Dと検察官との口頭のやりとりは困難であると判断し、検察官の取調に際して筆談を促すなどの助言を行い、必要事項の告知を支援した。推進室は、Dについて勾留請求せずに支援者と共に支援体制を構築する独自プログラム（後述の再犯防止実践プログラム）を実施したい旨検察官に進言し、結果、Dは即日釈放され、支援者が身柄を引き受けた。

・ 刑事裁判における弾力的な制度利用（求刑の工夫）

いかに障害・高齢者であっても、犯時の責任能力や犯行の程度・内容等によっては、刑事処罰を検討すべき事案があり、必要があれば推進室の福祉支援は、それと並行して行う。

公判請求等がなされる事案について、検察官から相談があった場合に、推進室は、更生教育を視野に入れ、保護観察付の執行猶予求刑を積極的に進言することがある。

保護観察付執行猶予の求刑については、対象者に、被害者等への接近禁止についての特別遵守事項を課すことで法的根拠による被害者等への実質的保護を検討することや、専門的処遇プログラムの受講を必須として更生教育に期待すること、時に、被害感情が峻烈な事案については、保護観察による心情伝達制度の活用により、被告人・被害者双方への心理的な支援アプローチも検討できること、ストーカー事案については、警察と保護観察所の情報共

有の制度により、対象者の特異言動や徘徊について把握した際は、早期に対応ができる点など、保護観察における再犯防止と被害者保護への利点について、推進室が捜査報告書を作成している。

ストーカー事案やDV事案であれば、現在、法的な被害者保護の方策は可能だが、家庭内暴力については、法的に被害者を保護できる制度はないため、事案により保護観察付執行猶予求刑の必要性について裁判所や弁護士に理解していただく努力を続けている。

事例5 「家庭内暴力の男性E（38）」

中学生頃から継続的に実母へ暴力を振るっていた事案。実母はEの積年の暴行に耐えかね、警察に相談を繰り返していたが、被害届の提出には至らなかった。5年前、Eはついに実母が重傷を負ったことで訴追され、執行猶予付きの有罪判決を受けた。しかし、執行猶予期間が経過した頃からEの暴行が再開し、遂に実母は被害届を提出し、これ以上の同居は無理だとして厳重処罰を求めるに至った。推進室には、実母の避難先として空室の仮設住宅の提供を受けるなど、自治体の協力もあった。Eは高校卒業後、稼働経験もなく、自宅に引きこもっており、推進室は捜査報告書により、Eに保護観察による就労支援と、専門的処遇プログラム（暴力防止プログラム）の必須受講、実母への接近禁止などを特別遵守項目とし、保護観察付執行猶予求刑をすべきとした。その後、求刑どおり、保護観察付執行猶予判決が言い渡された。保護観察所と推進室は協議の上、保護観察付執行猶予が確定するまでの期間、Eを更生緊急保護により更生保護施設に入所させることで、Eの自宅帰住を回避した。

・ 推進室開発による再犯防止実践プログラム

これらの支援策を実施する中で、推進室は、独自に支援コーディネートをする必要があると考え、仙台地検による独自の再犯防止実践プログラムを策定した。

これは、本人にプログラムの内容を説明し、同意を得られた者について、任意で実施するもので、法的な拘束力はない。

また、被疑者の不拘束の事件、勾留中の事件を問わず、必要があれば支援

の対象としているところ、勾留中の被疑者については、ケースによっては処分保留で身柄を釈放し、在宅の被疑者の身分の状態プログラムを一定期間実施することなど、被疑者の特性や、人権、障害程度に配慮したものとなっている。

これは、現在、アからエの4種類からなる。

ア 支援者のいる障害・高齢の被疑者へのプログラム(支援者プログラム)

被疑者のうち、自力では行動修正や内省が困難な知的障害・精神障害・認知症発症の高齢者に対して、その支援者と意見交換をし、支援者が継続可能な支援体制の再構築を行い、再犯防止に効果が期待できる簡単な順守項目を設定し、一定期間の履行状況を観察するという内容である。

それまで支援者がいなかった被疑者について、ケア会議を開催することで新たに支援者として協力可能な事業所等を設定するところからプログラムを開始するケースもままある。

事例4 その2 「中度知的障害を持つ男性D(25)」

前述のDは、軽微なわいせつ事案を繰り返してきたもので、本件についても、公共交通機関内で若い女性のスカートをめくったことで現行犯逮捕されていた。Dは異性に対する性的な関心の他、小学生の男子のように女性の反応や悲鳴が面白かったなどと供述しており、性犯罪としてエスカレートする様子はないが、同様の再犯を繰り返すおそれがあり、何らかの策を講じる必要があった。

そこで、推進室は、本人が理解可能な順守項目を支援者と共に設定した。この場合は、まず、単独で公共交通機関は利用しないこととした。次に、支援者が同行し、本人が履行可能なルール(女性を避けて、乗り物の隅に立つ。両手はポールを握るなど)を決めて実践させた。その他、被害者への謝罪や反省文を書くなど、順を追って順守項目を達成させた。

推進室は、支援者の達成感やそれに基づく支援の継続可能性などを見極め、履行結果を検察官に報告し、これらは刑事処分時の参考事項とされている。

イ 暴力性向のある者に対する心理療法のプログラム(心理療法プログラム)

これは、心理カウンセラーなどの資格を有する検察事務官が、勾留中の被

疑者に面談し、認知行動療法やコーチング、コミュニケーションスキルの習得などからなるプログラムを実施し、犯罪行為の原因となった被疑者の人間関係構築や自己認知の歪みを自覚させ、自力修正に繋げる試みであり、不起訴処分や略式裁判請求を予定している児童虐待やDV、ストーカーの案件について対象としている。

時に、被害者が、証人出廷の可能性や起訴状へ自己の氏名等が記載されること、加害者からの報復を恐れるなどの理由から、公判請求に強い拒否感を示し、悪質事案であるにもかかわらず、結果的に不起訴処分を選択せざるを得ないケースがままある。

特に、悪質なストーカーやDV事案等に、このようなケースでは、なんら矯正・更生教育が実施できないことについて、推進室は、宮城県警のDV・ストーカー総合対策室（平成26年度当時）と、常に意見交換を行ってきたところであった。

このような事情にあったところ、本プログラムには、対象者が一定水準の知能程度や言語能力を有すること、プログラムへの積極的な取り組み姿勢が求められることなどから、やや対象が絞られる傾向にあるものの、被疑者の犯罪行為の根幹となる認知の修正や、犯行に至る自己の心情や生活環境・人間関係構築における認知の歪みを自覚させることなどにより、自己肯定的で社会的に健全な行動が身につく効果を目指した試みとなっている。

事例6 「デートDVの男性F（21）」

交際相手の行動を束縛し、喧嘩をしては仲直りを繰り返すうち、相手に重傷を負わせた傷害事件。Fは若年で定職を持ち、偶発的な犯行であったが、再犯防止と再被害防止の観点から、被疑者・被害者双方への行動パターンを修正する必要性について検察官から相談が寄せられた。推進室は、被疑者との面談において、交際相手が自分を理解してくれなかったので喧嘩になって殴ったなどと話すFに対し、「自分は全て理解されるべきなのか。理解されて当然なのか」「分かってくれなかったら殴ってもよいという行動パターンはどこがおかしいのか」などの観点から思考・認知にアプローチし、最終的にFが「自分も相手も納得して交際できなければ、幸せな関係とは言えない。自分が理解して欲しかったように相手も自分に理解して欲しかったと思う。暴

力は前向きな解決法ではなかった」などと自己の思考・認知と行動パターンの逸脱に気付くことができ、自力修正のきっかけとなる働きかけができた。その他、言葉に詰まって手が出てしまったなどと話すFに対して、自分の気持ちを溜めずにストレートに相手に伝えるアサーティブな対応について説明するなど、必要なスキルを組み合わせた心理セッションを行った。被害者に対しては、被害者支援センターの協力を得て、専門医によるメンタルケアと受傷部位の治療支援を行い、婦人保護施設に一時避難をさせている。その間、推進室は、被害者には代理人弁護士を選任するなどの事前調整支援を行い、被害者は示談の取り交わしと謝罪文を受け取るなどの仲介を受けている。

ウ 生活指針として提案するプログラム（生活指針プログラム）

これは、検察官と推進室が協議し、対象者に生活指針となるべく順守項目を設定し、これを参考に行動修正を図れるよう、履行を勧める内容となっている。

当初は、主に、児童虐待の事案を対象とし、虐待者らが児童相談所の指導・調査に応じ、適切な児童の生育環境を構築できるよう、順守項目を課すことをしており、推進室は、ケア会議や事前の情報提供の場において、児童相談所の支援方針を詳細に聴き取り、その支援の方向性に添った順守項目を課すことで、児童福祉に貢献できる内容としている。

児童虐待の案件については、相談件数が増加していることもあり、捜査機関と児童相談所との連携を強化にし、再被害の危険性が少しでもある世帯には子供を戻さないということを指針として良好な支援体制を構築している。

現在では、このプログラムの対象者を拡充し、薬物依存の治療や、精神障害者の受診などに働きかけるプログラムとなっている。

事例7 「重度アルコール依存男性G（65）」

Gは生活保護受給者であるが、重度のアルコール依存症により迷惑行為を繰り返していた。また、同様に生活保護受給中の女性と同棲しており、その女性が生活保護費で酒を買って与えるなどのイネープリング（依存を継続することに手を貸す）を行っていた。自治体は2人を分離し、生活環境の改善を図ろうと努力していたところ。推進室は、自治体の生活保護担当者と障害担当者を含めケア会議を行い、Gに治療の必要性について働きかけを行った

後、ダルクに応援依頼をした。自治体は、社会復帰したGと共にダルクを訪れ、「アルコールは禁止されていないので薬物依存より問題がない」などの考えを持っていたGに対し、所長などと共に説諭を行った。結果、即日、遠隔地のダルクに入所が決定し、自治体が生活保護費から交通費とダルクでの生活費の支給を行い、3か月間の断酒プログラムを実施。同棲していた女性についても改めて自治体が指導を行い、2人の生活拠点を分離して女性が依存助長の行為をしないよう手配した。

エ 保護観察付執行猶予中の再犯者に対するプログラム（再犯者プログラム）

これは、支援可能とされる場合に、推進室、検察官、保護観察所とで意見交換を行い、事案により被疑者を処分保留で釈放し、一定期間、保護観察所での更生教育の推移を観察し、刑事処分の参考とする試みである。

再犯で検挙された事案については、ことさら公判請求して非を問うべきとまでいえないなど個々に検討が必要であり、プログラムの対象は非常に限定される。

推進室においては、ある事例において、対象者から、面談の中で、「本当に自分を助けてくれるのか。あなたを信じていいのか。本当は支援の手があるなら立ち直りたい。」などの訴えを受けたことがあった。

推進室は、その対象者について、専門的処遇プログラム（薬物）を受講させることで、立ち直りを支援したいと考え、保護観察付執行猶予の求刑について検察官に進言しており、対象者は、求刑通りの判決を受けて釈放された。

しかし、対象者は、僅か数日で、再び、同じ覚せい剤の使用の罪により検挙されたのだが、再犯については、他人から拘束された上で、背後から無理矢理静脈注射をされていることなど考慮すべき事情があった。

このため、推進室は保護観察所と協議して、本件プログラムを策定した。

保護観察所は判決の効力により、対象者を保護できる遠隔地の施設に入所させるなどして、更生保護の教育を開始し、本人の立ち直りの意思を信じ、支える支援を開始した。

専門的処遇プログラム受講など更生教育を受講するにつれ、覚せい剤の常習により青白くやせ細っていた対象者が、徐々に健康そうな顔色を取り戻し、

尿の簡易鑑定にも動じずに応じ、「先生、ほら、私、もうシャブをやめられたんだよ。」などと誇らしそうに笑顔を見せている様子に、推進室は期せずして胸が熱くなった。

我々捜査官は、一般的に、被疑者でも被害者であっても、心身共にダメージの大きい酷い状態に接することが多く、このような立ち直りの光景は普段目にしたことがない。

若手捜査官が、捜査対象者の更生可能性を信じることや、その思いを捜査の現場に生かすため、今後、保護観察所には、捜査官の研修などとして更生教育の現場を見聞させていただきたく、本プログラムにおいては、観察所のご苦労や熱心なご指導についても学ぶ機会としたいと考えている。

4 被害者・遺族支援

推進室は、被害者・遺族支援については、現在、3種類の支援体制を持っている。

当庁は部制庁の検察庁であり、推進室は部の垣根を越え、捜査・公判部のみならず、検務事務の各担当においても、支援が必要と思われる被害者等がいれば、機動的に応援に入れるように体制を整備している。

平成26年度からは、推進室業務に正式に被害者支援を吸収しているが、同27年度からは、推進室の構成に、被害者支援員を配置し、改めて、柔軟で手厚い支援を目指し、体制の再構築を図ったものである。

検察事務官のOBからなる被害者支援員は、全国の検察庁において、それぞれの庁の実情に応じ、研修に参加するなどして技術向上を図りながら、被害者等への支援を実施されている。

当庁においては、このたび推進室に支援員を配置したことにより、それまで支援員が使用していた個室を推進室専用の面談室とすることで、被疑者・被害者・参考人に対し、プライバシーに配慮しつつ、幅広く対応できることとなった。

被害者等が事情聴取に連れてこざるを得なかった幼児や高齢者などについて

て、子育てや介護の経験を活かして、支援員等が面談室で相手をすることや、若い世代の職員が苦手とする遺族へ寄り添う支援など、現場のニーズに応じて、人材を社会資源とした実効的な体制ができている。

・ 事件発生から刑終了までの切れ目ない被害者等支援体制

これは、社会的耳目を引く特異重大事件や、人身安全対処事案等の早急に被害者の支援に入ることが求められる事案や、長期受刑者の出所情報の提供を希望していた遺族等が、高齢化などの理由により担当を別な家族に変更したいときなど、推進室が開かれた検察の窓口として機能し、断続的に支援を行うという取組である。

これまで、県警犯罪被害者支援室などを経由して相談が寄せられているが、最近では、上告審係属中の殺人事件について、遺族の代理人弁護士から、遺族が押収中の証拠品の中で被害者が大事にしていた身の回りの品について還付を検討して貰えないかという希望を持っていることなどの相談を受け、これに迅速に対応している。

これにより、五回忌法要の席に、被害者が肌身離さず大事にしていた遺品を飾ることができたと遺族からは感謝の意が伝えられており、現在も続く刑事裁判に疲弊している遺族へは、いくばくかの慰めになったかと感じている。

・ 被害者等支援メンター制

捜査・公判段階はもとより、被害者や遺族の中には、処罰感情が過度に峻烈なため、検察の刑事処分にな得していない者などが、証拠品の還付拒否をして公判請求を求めことや、刑事記録の全面的な開示や謄写の請求などをする事案がみられ、担当者が対応に苦慮する事案がある。

それら担当者が単独では対応困難な事案について、推進室に相談すれば、推進室の検察事務官や被害者支援員、あるいは社会福祉アドバイザーの知見まで含め、被害者への直接支援又は担当者への適切な助言などが可能である。

これは、検察の各業務を円滑に遂行でき、かつ、庁内業務の不均衡をならして、庁内環境の向上にも貢献できる取組であると考えている。

・ **被害者等へのサポートホットライン体制**

現在、推進室では、支援を必要としている被害者や遺族に対して、検察官の事情聴取後に面談し、今後の生活の希望や必要な支援についての聴き取りを実施している。

被害者が、事件被害により憔悴し、自力で支援者に相談することが難しい場合が多々あり、捜査側が支援先のパンフレットを交付することや、電話番号を教えるだけではなかなか支援者に繋がらず、これだけでは被害者支援を手厚く行っているとはいえないのが現状であった。

そこで、推進室は、日本司法支援センター宮城地方事務所(法テラス宮城)、宮城県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体である社団法人みやぎ被害者支援センターとの間で、推進室が被害者から聴き取りした内容を記載した被害者情報提供シートをやりとりすることで、被害者が各相談窓口へ相談に行く前に、支援の事前コーディネートを行っておき、被害者が事件被害の内容を逐一説明することなく、迅速に適切な支援に繋がることができるサポートホットライン体制を構築した。

特に、被害者等が、日弁連委託援助制度により、資産制限にかからなければ弁護士費用を追求されることなく代理人弁護士を選任できる制度については、被害者等から、実効的で本当に必要な支援であるなどの声があがっており、かつ、迅速に支援者に繋がることで、心身のケアや取調や裁判所への同行支援などの実質支援を受けることができ、精神的に負担が軽くなったなどの好評も得ている。

むろん、推進室においても、被疑者・被害者双方の弁護士との協議や情報提供を行っており、被害者等へは、取調や裁判所への同行支援を始め、記録閲覧や証拠品還付時の同席支援や刑事手続きについての説明などについて支援が可能であり、開かれた検察の窓口として積極的に機能したいと考えている。

事例8 「日常的にDV・児童虐待を行っていた男性I(38)についての被害者支援」

Iは、妻・妻の連れ子3名に日常的に暴行を繰り返しており、本件は、妻と児童を被害者とした傷害事件であった。児童相談所が指導に入っていたが、

Iはその指導に服さなかった。Iは妻への暴行事件による前科を有していた。警察と児童相談所は、事件発生後、妻を婦人保護施設に、児童を児童相談所へそれぞれ迅速に保護し、推進室は、妻の今後の生活の希望について前記施設や児童相談所に出向いて聴き取りをするなど、妻の都合に合わせてフレキシブルに対応しており、妻と子供達の将来設計と生活環境を調整するという視点で、支援のコーディネートを行った。検察官はIについて公判請求を選択し、推進室には被害者等への保護を目的とした求刑時の工夫を検討するよう依頼があった。推進室は、Iの暴行の反復性を重く見て、保護観察付執行猶予求刑における特別遵守事項について、専門的処遇プログラム(暴力防止プログラム)の受講の必須や、妻や連れ子への接近の禁止について言及する捜査報告書を作成した。妻については、代理人弁護士を選任の支援を行っており、妻の証人出廷時には、被害者支援センターによる同行支援や、その後のメンタルケア支援などがなされた。

また、推進室は、児童相談所における連れ子の事情聴取にも同行し、検察官と子供の信頼関係構築を図ることや、児童相談所と適宜情報を提供・共有し、児童福祉の観点から被害者支援を実施している。

これら関係機関との情報共有は被害者情報提供シートによっており、各機関がそれぞれの業務に必要な最新の情報をやりとりすることで、再犯防止と更生、被害者への支援について協働することができた。

特記したいのは、みやぎ被害者支援センターにおける熱心できめ細やかな支援体制であり、同センターは、事務局長を筆頭に、全国屈指の支援スキルを有しているところ、職員研修に際しては、推進室との間で、双方の職員を講師として交互に派遣し合うなどして情報や支援スキルの伝播に努めており、当庁とは非常に厚い信頼関係のもとに実績を積んでいる状況にある。

5 今後の課題と展望

以上のとおり、これまでに仙台地検は再犯防止と更生の支援及び被害者・遺族への支援体制を構築してきたところ、平成27年度においては、下記取

組について体制を構築し、新たに試行したいと考える。

・ **支援マルチユニットによる総合的な支援体制の構築**

推進室は、現在、更生緊急保護の重点実施等の試行において、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を保有する保護観察所の保護観察官、社会復帰調整官の知見を活用したユニット面談等による事前調整を実施しているところ、これに加え、推進室所属の社会福祉士等の資格を有する社会福祉アドバイザーによる自治体との連携を行っている。

そこに、今年度は、法務省関係機関に所属する臨床心理士等に加え、被疑者・被告人への認知の歪みや行動修正を働きかける試みや、被害者・遺族へのメンタルケアなどの実効的な支援を行いたいと考える。

これを仙台地検の支援マルチユニットの体制として、地域社会で協働したい。

・ **被疑少年の保護世帯に対する包括的な福祉支援**

被疑少年を取り巻く生活環境に、虐待や貧困などの問題がある場合、推進室は、これら問題を持つ保護者に対し、包括的に世帯への福祉支援を実施し、被疑少年の更生や健全育成に寄与したいと考える。

具体的には、保護者等との面談により、問題点を明らかにし、生活保護の受給や各福祉サービスへ繋ぐこと、あるいは、保護観察中の被疑少年による事件送致があった際は、保護観察官と情報の共有などにより、少年が問題行動の修正などが図れるよう生活環境の改善や助言を検討したいと考える。

・ **宮城県警察本部生活安全部県民安全対策課との連携**

平成27年4月1日、宮城県警察本部の生活安全部に県民安全対策課が新設された。

これは、前年度まで、同県警生活安全部生活安全企画課内に、ストーカー・DV総合対策室と、犯罪抑止対策室として、それぞれ、ストーカー・DV犯罪や、女性と子供が被害者となる事案に対する条例の制定のために尽力されていた室であり、これらが今年度合併され、課に格上げとなって設置された

経緯があり、県民の期待も非常に高い。

宮城県警の同課において計上されているDV・ストーカーの認知件数は、平成25年、同26年とも、人口10万人比では全国1位の件数であるところ、これについては、相談窓口である各室の存在が広く周知され、県民が被害相談のしやすい体制であることの表れでもあり、推進室と各室は、個別の事件において、情報の共有を図り、顔の見える関係性により、それぞれの立場で、被疑者や被害者に対する支援を実施してきた経緯がある。

推進室は、これら各室からの情報提供により、被疑者と被害者双方への同時進行の再犯と再被害の方策を検討してきたところ、特に、反復性の高いと見られるDVの事件においては、被疑者と被害者の共依存を解くための心理療法等が効果的であると考えており、双方が保有する男女交際における認知の歪みを修正させるなどの試行をしてきたところであった。

今年度、前記県民安全対策課では、ストーカー・DVはもとより、人身安全対処事案への対応として、虐待事案も一括して担当することとなり、後述する児童虐待事案についても、より強い連携による児童福祉への支援が検討できると考えている。

・ 児童相談所との連携による児童虐待の防止

宮城県内5カ所に設置されている各児童相談所においては、年々増加する相談に真摯に対応されているところ、刑事事件として立件された特に悪質な児童虐待事案においては、再犯防止の観点から、捜査情報について、児童相談所が再犯可能性と児童の再被害の可能性を検討できると思われる資料については、推進室が可能な限り、積極的に情報提供をしており、再被害の危険性のある世帯には子供を戻さないという児童福祉司らの方針に添った協働をしている。

今年度は、各児童相談所、自治体関係機関、支援精通弁護士、前記県警の県民安全対策課、児童虐待対策の専門チームを有する公立病院等との連絡協議会を立ち上げ、推進室における児童虐待案件の具体的支援の実情や推進室の支援により連携するメリットについて周知の機会を作りたいと考える。

また、事件性のある虐待事案について、公立病院や児童相談所から捜査機

関へ早期に連絡をもらうことで、関係者が一同に会して事件相談を行い、児童相談所での被害児童への司法面接の機会に捜査機関が関与することで、被害児童の早期供述を確定することや、被害児童の取調回数を減らすことなどの工夫により、児童の心身に配慮した捜査の体制を構築することなどについて協議したい。

・ 再犯防止実践プログラムの対象拡充

推進室策定の標記プログラムは、前記支援体制を併合して導入することにより、犯罪特性に応じたマニュアル化も検討できると考えるところ、現在、検討している対象としては、万引事案がある。

平成26年版犯罪白書には、「窃盗事犯者と再犯」と題して特集記事⁴が組まれており、万引事案については、世代的な特徴があると検証されている。

特に、高齢女性の世代的な思考として、戦後の自分の若い頃と比較すると、物質的に恵まれた現代において、漠然とした不公平感を持つことにより、「自分の人生は損をしている」との認識を持つ者が一定数いると思われる。

被疑者が、もしも「自分は若い頃苦労したのだから、今、少しぐらい得をしても良いだろう」などと考えて軽微な万引を繰り返すという事案があったとした場合、その犯罪動機の原因となっている認知の歪みを指摘し、行動修正するなどの再犯防止実践プログラムを検討する余地があると考えている。

6 被災地における検察の役割

—開かれた窓としての刑事政策推進室の在り方—

平成25年時、当庁が高齢や障害を持つ被疑者を対象として再犯防止の支援を検討し始めたとき、協力を呼びかけた関係機関や自治体等からは賛同の声と同じくらい「なぜ、今、被災地で、犯罪者に手厚い支援をしなければならないのか。犯罪者を法に従って裁判し刑務所に入れることが検察の仕事だろう。」などという意見が聞かれた。

当時、被災により疲弊し、地域の復興のために奔走されていた行政担当者が、まずは、被災者の支援が先決であると考えたとして至極当然である。

被災直後は、近県を含め、被災地の家屋に侵入して金品や金属を盗むという種の犯罪が多発しており、県警は津波による殉職者を出しながらも懸命に行方不明者の捜索を行っていた時期でもあり、並行して、被災地域の犯罪捜査に当たられており、そのご苦労には頭が下がる思いであった。

社会不安や将来へ希望が持てずに避難生活を送る住民も多く、検察の職員は、自己の業務の中で、地域社会のためにできることを考えあぐねていた。

これまで、検察において被害者や遺族への支援の必要性は常に問われてきたところである。

たとえ遠回りに見えても、加害者側への何らかの支援が、結果的に、被害者や遺族を減らすことに繋がるとする検察の再犯防止の取組には、職員が共鳴するところが大きかった。

検察改革の大きな流れの中で、この取組は、地域社会を支える司法の在り方を改めて見つめ直す機会でもあった。

そして、地元出身の検察事務官で結成・設置されたのが当刑事政策推進室であり、現在まで、自治体や関係機関の協力を得ながら、加害者側と被害者側双方への支援を同時に行う取組を進めてきた。

当庁の取組が地域に浸透しつつある現在では、県警を含め、自治体や関係機関の一元的な検察の窓口として、推進室が機能している現状にある。

検察庁のどこに相談していいか分からないとき、いつでも頼りにしてよいのが推進室であり、地域に根ざした検察の窓口として、今後も永続的に機能したいと考えている。

刑事政策による再犯防止と更生の支援及び被害者等への支援体制は、検察改革の一翼でもあり、検察組織活性の源でありたい。

また、地元出身の検察事務官による地の利と人脈を生かした社会資源の有効利用と、地域社会に根ざした体制構築については、継続的な地域復興の一策として機能することが望まれる。

去る平成27年3月、仙台市で開催された第3回国連防災世界会議においては、仙台防災枠組2015-2030(骨子)として「Build Back Better」

(より良い復興)などが提唱された。

これは、災害により損壊されたもとの状態に比べ、より良く再構築する災害復興の在り方についての考え方であるが、被災地における検察として、仙台地検においても、20年後30年後の東北の子供達が未来に希望を持てる社会であるよう、刑事政策における検察権の行使については、多角的かつ躍進的な視野を持ち、よりよい社会作りのため、地域社会に貢献する実効的なものでありたいと願っている。

¹ 「検察の理念」 平静23年9月策定。検察の精神及び基本姿勢を示すものであるが、当庁においては、第6項「犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する」、第8項「警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する」、第10項「常に内省しつつ経験から学び行動するとともに、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する」を刑事政策推進室の基本理念としている。

² 「再犯防止に向けた総合対策」 平成24年7月、犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止に向けた総合対策」が制定され、出所後2年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後10年間で20%以上減少させるなどの具体的な数値目標が設定され、各種施策を推進していくことが決定されている。

³ 「人身安全対処事案」 DV・ストーカー事案、行方不明事案、児童・障害者・高齢者虐待事案等の人身の安全を早急に画する必要があると認められる事案。各県警において対応部署を制定されているところ、宮城県警においては、平成26年度、生活安全部門と刑事部門の一元的窓口を設置し、当直体制においても生活安全班による現場支援要員が置かれるなどしていたもの。

⁴ 「平成26年版犯罪白書 窃盗時犯者と再犯」 第6編「窃盗事犯者と再犯」第4章「特別調査」において、窃盗事犯者の刑事処分毎について、世代別、男女別などによる動機、背景事情の調査がされており、世代差、男女差が興味深く、再犯防止の取組を策定する際の大きな参考となる。

